

刑事分野における委員会活動への参加と 刑事弁護高度化への寄与

武蔵 勝宏（同志社大学教授）

本稿では、面接調査の結果から、刑事弁護に注力する弁護士が、どのような委員会活動によって刑事弁護の高度化や刑事分野における制度改革に寄与しているかについて検討する。以下で面接データを引用する場合、法律事務所と弁護士の略称は、本ミニ・シンポジウムの冒頭に位置する宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」の付表に記載された略称による。

分析対象とするインタビューは、一般事務所 A・K の 11 件（面接弁護士数計 22 名）、公設事務所 A・F の 6 件（同 13 名）、法テラス A・E の 5 件（同 16 名）の合計 22 件（同 51 名）である。本稿では、日弁連と単位弁護士会の刑事弁護関係委員会の設置状況と活動の経緯を概観した後、面接調査の結果を分析する。各面接対象者に共通して質問した事項は、①日弁連・連合会・所属弁護士会での委員会活動の内容、②法制審議会その他の立法・法改正に関する公的委員会・検討会等への参加、③民間グループでの制度改革・政策提言・立法・法形成に関する運動への関与の三点である。さらに、委員会活動については、同活動に割いている時間の割合、法制審議会等については、参加することになった経緯を重ねて尋ねている場合もある。こうした面接の結果得られた知見を基に、日弁連や単位弁護士会での委員会活動等への刑事弁護に注力する弁護士の参加が、最終的には刑事弁護へのアクセス改善と刑事弁護の質の向上につながりうることを指摘することとする。

I. 日弁連の目的と刑事司法改革の委員会活動の系譜

日弁連は、「弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」（弁護士法第 45 条第 2 項）を目的とし、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」（弁護士法第 1 条第 1 項）弁護士の使命のもと、人権擁護に関する様々な活動、各種法律改正に関する調査研究・意見提出、消費者被害救済、公害・環境問題への取組、刑事手続改善

の活動，市民に開かれた司法とするための司法改革運動などに積極的に取り組んでいる¹。

これらの目的や使命達成のため，日弁連の活動は，人権擁護活動，刑事司法の改革，民事・行政法制の改革・改善，司法制度の改革・改善，次代を担う法律家の養成，弁護士制度の改善，法律相談・過疎・偏在対策，国際人権・国際交流活動などの多岐にわたる。このうち，刑事司法の改革に関する現時点での日弁連の活動と委員会の関係を示したのが，表 1 である。

日弁連刑事司法改革活動一覧	本部・委員会等
裁判員裁判	裁判員本部
取調への可視化	取調への可視化本部
検察改革への取り組み	(検察官の取調べについての全会員アンケート)
刑事弁護に関する取り組み	日弁連刑事弁護センター・国選弁護本部、接見交通権確立実行委員会
刑事法制の改革	刑事法制委員会
刑務所・拘置所・留置施設など拘禁制度の改革	刑事拘禁制度改革実現本部
死刑制度の問題	死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部
検察審査会に関する取り組み	検察審査会に関する委員会

表 1) 日弁連の刑事司法に関する委員会一覧

出所) 日弁連 HP より作成 (2019 年 8 月 31 日アクセス)

これらの日弁連の刑事司法改革への取り組みの端緒となったのは，1980 年代の免田事件，財田川事件，松山事件，島田事件の 4 件の確定死刑囚に対する再審無罪判決である。以後，1980 年代に代用監獄問題や死刑廃止運動に日弁連が関与し，1989 年 9 月の日弁連人権大会を経て，1990 年に刑事弁護センターを設置し，刑事弁護強化のための組織的な取り組みが始まった²。1990 年には当番弁護士制度の実施がスタートし，1992 年には中坊執行部のもとで司法改革推進本部が発足した。当番弁護士制度は 1992 年に全国の弁護士会で実施されるようになり，被疑者国選弁護制度の実現が目標とされた。2000 年に司法制度改革審議会が設置されると，日弁連からは丸島俊介，早野貴文弁護士が主任専門調査員として加わった。日弁連は，審議会に対し，1999 年，司法改革実施に向けての基本的提言を発表して以降，司法制度改革実現本部を設置し，審議会への数々の提言と要求を行った。この本部要員として司法改

¹ https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/about.html 日弁連 HP (2019 年 8 月 31 日アクセス)。

² 大川真郎『司法改革—日弁連の長く困難なたたかい』朝日新聞社 (2007) 32—33 頁。

革に専従する嘱託弁護士が採用され、日弁連による政策提言のスタッフの役割を担うこととなった³。

司法制度改革審議会の意見書（2001 年）を受けて、内閣に司法制度改革推進本部が設置されると、日弁連は、政策の実現に向けた対外的な執行力強化と膨大な立法作業への対応などの必要のため司法改革調査室を設置し、活発な活動を展開することとなった⁴。以後、3 年間の推進本部の設置期間において、11 部門の検討会が設置され、日弁連からは全検討会に委員を推薦するとともに、推進本部事務局にも古口章事務次長を含む 4 名の弁護士が送り込まれた⁵。

そもそも強制加入団体である日弁連は、一般の利益集団のような、個別利益の実現を目指して組織され、政治過程に働きかける団体ではない。日弁連（弁政連含む）は、業界の利益ではなく公益を追求し、不偏不党かつ全方位を原則とする組織だからである⁶。そうした点で、日弁連が政治過程に参加し、立法形成に参画する手段は、政府審議会などに代表者を派遣して、専門団体として発言権を確保するか、組織としての政策提言活動を通じて、世論を動員するといった方法に限定されてきた。しかし、先に述べた 1990 年代末からの司法制度改革では、日弁連は、政府審議会の主要メンバーとして参画し、政権与党をはじめとする各政党、各省庁、各団体との意見交換やせめぎあいを通じて、日弁連の主張を多く取り入れた司法制度改革を実現させることとなったのである⁷。

2004 年に司法制度改革関連法案は、日弁連が反対した弁護士報酬敗訴者負担法案を除き、すべての法案が成立し、司法制度改革推進本部は解散された。司法制度改革は制度設計から実行段階へ移行することになったのである。日弁連は、裁判員法の成立を契機に、2004 年に裁判員制度実施本部を設置、同年には日本司法支援センター推進本部も設置された。2006 年には取調べの可視化実現本部、2007 年には国選弁護対応態勢確立推進本部が設置され、それぞれ裁判員裁判や取調べの可視化、被疑者国選弁護などの制度化・実施化に向けての日弁連側の実働部隊を担うこととなったのである。日弁連の委員会活動は、こうした制度改革の実現に一定の成果をあげて以降は、裁判員裁判や取調べの可視化、被疑者国選弁護の実施に向けた弁護士側の態勢整備やさらなる制度化の実現に向けての取り組みへと発展していった。それぞれの本部は、裁判員本部、取調べの可視化本部、国選弁護本部に名称が変更されて現在に至っている。

³ 前掲 2), 159 頁。

⁴ 丸島俊介「第 3 弁護士、その時代と社会—弁護士会の責務と課題」司法改革研究会編『JLF 叢書 vol.23 社会の中の新たな弁護士・弁護士会の在り方』商事法務（2018）51 頁。

⁵ 前掲 2), 215 頁。

⁶ 村越進「弁政連に入って日弁連の政策実現を目指そう」弁政連 NEWS56 号（2019）1 頁。

⁷ 宮崎誠「日弁連の立法活動」『LIBERA』10 巻 6 号（2010）2-3 頁。

こうした日弁連の活動とそれを支える委員会は、同様の組織が単位弁護士会にも設置されている。たとえば、大阪弁護士会では、刑事司法分野の委員会として、刑事弁護委員会、犯罪被害者支援委員会、取調べの可視化大阪本部、刑事法制委員会、司法改革検証・推進本部などが設置されている。一方で、所属弁護士の少ない単位弁護士会では、刑事関係の委員会の活動は必ずしも活発ではない。たとえば、所属弁護士が 200 名ほどの北関東の弁護士会では、刑事弁護センターは設置されているものの、刑事司法関係の委員会や会務での組織的な取り組みは行われていない。こうした地方の単位弁護士会では、刑事弁護分野でのごく少数の有力弁護士が、地域内での刑事弁護のリーダー役となっていることがしばしば観察される。

II. 刑事分野における制度改革への寄与

刑事分野における制度改革では、裁判員制度・刑事検討会に四宮啓弁護士が日弁連推薦で委員として就任し、[一般弁護士 B] が日弁連の担当嘱託弁護士として選任された。この嘱託の立場は、審議会や検討会における日弁連側の立場を代表してバックアップの役割を主体的に担うものであり、事務所の仕事ができなくなることから、日弁連から手当が支給される。

[一般弁護士 B] は、裁判員法、改正刑訴法、改正検察審査会法成立後は、施行に向けての準備を裁判員制度実施本部等で担当した。立法関係では、最高裁刑事規則制定諮問委員会幹事、法制審議会裁判員制度部会委員、日弁連裁判員本部事務局次長等の立場で、刑事訴訟規則改正、裁判員規則、裁判員法改正に携わった。こうした審議会や立法関係の委員の選定については、日弁連では「事務総長の判断」で行われるという。現在は、日弁連刑事弁護センター委員長、日弁連可視化本部事務局次長、検察審査会ワーキンググループ副座長を務めている。可視化本部では、現在、可視化されなかったことによる問題事例の収集等を通じて、全件可視化に向けての立法化を主導している。日弁連に加えて、所属弁護士会でも、刑事弁護委員会と取調べ可視化大阪本部本部長代行を務める。これらの委員会での活動時間を合計すると、「実働時間の 5 割は超えるだろう」としている。

[一般弁護士 B] は、刑事司法改革は刑事弁護の実践の中で、闘う弁護士が増えてきたことがきっかけとなったと次のように指摘する。「たとえば、昔で言えば、20 年前ね。「ミランダの会」ありましたよね。あそこ、ごくわずかでしたよね。ごくわずかの人が頑張って喧嘩したと。黙秘権なんか一生懸命やってたけども検察からぼろカスに言われたと。けどもあの個別実践をやった人たち、高野さんたちも含めた人たちが当時はやっぱり他の弁護士から見たら、当時の常識からしたら突っ走り過ぎてるかなっていう感じがあったけど、それがいまほぼノーマルな状態になってきていますよね。それはたぶん時代の変遷でもあるし、高野さんのような人が増えてきた、特に若手の人が増えてきたっていうことがあるかと思い

ますね。そういう闘う弁護士が増えてきたというのは一つの大きな要因であるんじゃないかなと私は思っていますけどね」。その結果、司法制度改革の成果として、「被疑者国選が出ましたよね。これはとても大きいと思うんですが、被疑者国選があるから最初から黙秘させますよね。昔は被告人国選だから2、3日何があったかわからないわけですよ。だいたいもう自白調書ができて、どうやって争うかっていう状況ですけど、今は被疑者国選があって、ガンガン、ガンガン黙秘させてるから、そういう難しい事件は縮小したりすると。黙秘権についてもかなり認識が広がってきた。だから可視化もできた」さらに、「弁護士の接見も杉山国賠っていうのがあって、昔と、30数年前と違いまして、いまは取り調べ中でも会いに行けば会わせます、いまは。もう意識が変わりました、警察も。証拠開示はこんなにたくさんあるのかって思うくらい開示されますよね。昔は全然なかったですけど。今やったら証拠開示請求権っていう請求しなければダメですけども、見るのも嫌なくらいたくさんあります。そういう意味では証拠開示の不備とか法的なところではかなり改善してきた。それはなぜかっていったら、人権大会とか司法改革の大きな流れだと思いますけどね」と述べ、刑事司法改革は日弁連や刑事弁護に注力する弁護士の取り組みがあったからこそ実現したとの評価を行っている。

[一般弁護士 B] に続いて、[一般弁護士 E] も、日弁連の囑託を務めた。最高裁刑事規則制定諮問委員会幹事を務めるとともに、刑訴法改正では、日弁連推薦の委員や幹事の事務局的な役割を果たした。[一般弁護士 E] は、刑事司法改革導入後も、本質的な部分では裁判所は変わってないとの評価を示している。たとえば、「やってない人がやってないって供述すると、身体拘束が長期化するっていう本質的な問題は、全く変わってない」、さらに、「直接審理、口頭主義、確かに今までは調書を受け渡していたのが、大きく変わったように見えるんですが、有罪認定するために必要であれば、2号書面取りますからね、今でも。2号書面だけで有罪認定をする。無罪率みてみたら変わってるかって言ったら、変わってないですよ」とする。「劇的に変わったのは起訴率ですよ。裁判員裁判対象事件で起訴率が劇的に低下しますよね。そこは変わっていて、裁判所で行われていることは変わっていない。（中略）その罪名について、下がってるわけですから、裁判員裁判に関しては、検察官の起訴が慎重になってる。裏返せば、今まで慎重にやっていたっていうのは、建前だったということですね」と指摘している。[一般弁護士 E] は、民間の立場からの刑事司法関係の立法提案について、「逆にいうと日弁連以外で立法提案をしてもあまり現実的なものにならないところがあって。日本で NGO が育たないことと日弁連が巨大な NGO 連合体になっていることはたぶん関係していると思うんですけど。私は日弁連でそういう立場にありますので、日弁連が刑事司法に関する提案をする際に関わっています」と述べ、日弁連こそが刑事司法に関する政策提案を行う巨大な NGO 連合体であると表現している。

こうした刑事司法改革の政策立案や提言に参画する弁護士は、刑事弁護の第一線においても活躍する優れた刑事弁護士でもある。[一般弁護士 C] は、複数の刑事弁護士を率いる法律事務所をけん引すると同時に、日弁連刑事弁護センター副委員長として、刑事弁護の研修責任者を務め、日弁連国選弁護本部・取り調べ可視化本部副委員長、SBS 対策チーム責任者として、日弁連の政策提案活動の中核を担っている。所属弁護士会では過去に刑事弁護委員会委員長、公的委員会では、最高裁刑事規則制定諮問委員会幹事も務めた。[一般弁護士 C] はこうした日弁連の委員会活動のために、現在も、「月に一回は必ず宿泊、二日間東京に行っている」としている。所属弁護士会での活動も含めると、「委員会活動が仕事の 3 分の 1 を占める」という。こうした委員会活動について、[一般弁護士 C] は、「日弁連の（刑事弁護の）中心メンバーはほとんど地方だし、大阪がかなり強いんです。そういう伝統があって、大阪はそういう刑事弁護のメンバーが集まりやすい。その中で技術に純化させるっていうことを後藤さんとかが中心にやった中で、刑事弁護が非常に熱心に取り組みられるようになったというのが現状ですし、委員会活動、あるいは日弁連の刑事弁護の方もどちらかというとリードするという役割を担ってきている」と指摘している。

[一般弁護士 H] は、インタビューの直前まで日弁連刑事弁護センター副委員長を務めていた。また、所属弁護士会では、可視化に関する委員会活動を行っている。取調べの可視化について、[一般弁護士 H] は、「刑事法制委員会は可視化なんかとんでもない、とんでもないとは言いませんけど実際はそう思ってるでしょうね。可視化が欲しているんな代償を払っただろうって。（中略） たった 2～3%の裁判員の事件の可視化のためにこんな代償を払うのかみたいなことを刑事法制委員会は言ってます。でも可視化をやってきた弁護士は今は 2～3%かもしれないけど、絶対に全事件に広がるから、それは蟻の一穴だよって。それは間違いないと僕は思ってますけど。それで実質証拠化されるのはある意味ではしょうがない面はあると思うんですよ。そこは弁護人がちゃんとついて黙秘権をちゃんと行使させればいいんであって、って思ってますけど」と述べ、日弁連内にも、刑事訴訟法改正に多様な意見が存在したことに言及している。

一方、公設法律事務所については、[公設 A]、[公設 B]、[公設 C] のように、刑事弁護に注力し、刑事弁護士の人材養成の役割をもつところがある一方で、[公設 D]、[公設 E]、[公設 F] のような法曹養成や司法過疎地域派遣を目的とするところでは、刑事関係の委員会活動への参加は相対的に低くなっている。もっとも、刑事弁護に注力する公設法律事務所であっても、所長クラスでは、「単位弁護士会の刑事弁護委員会に所属しているが、委員会活動は特に参加していない」[公設弁護士 A]、「単位弁護士会の共謀罪プロジェクトチーム座長をしているが、刑事弁護の実務を通じて共謀罪をストップする反対運動に取り組みたい」[公設弁護士 B]、「刑事法制委員をしているが日弁連の委員会には参加していない」[公設弁護士 C]

など、公設法律事務所の運営と刑事弁護の実践に特化し、日弁連や単位弁護士会の委員会活動を主導するような役割は現段階では担っていないようである。

もつとも、刑事弁護の世界でベテランに属する〔公設弁護士 B〕は、「全く日本の弁護士には検察のような武器がないという時代の（時と比べて）、武器はかなりできたんですね。ところが敵の方にも武器ができた。要するに可視化、小坂井さんが必死になって実現されたけども、向こうは向こうで取るものを取ったと、武器を取ったというあれでしょ。僕が担当してやった大阪地検特捜部の証拠改ざん問題をきっかけに可視化が実現するのは良かったけれど、検察庁なりに焼け太りしてますよね。だからこちらが可視化なり被疑者国選なりの武器を手に入れたと同時に検察側も負けずに手に入れたと。それはもう実戦で闘うしかないから若手の人の研修というか勉強というかそれは大変大事になってくるんじゃないですか」と述べ、刑事司法制度改革の行方について警鐘を鳴らしている。また、刑事弁護に特化して設立された公設事務所の若手弁護士については、〔公設弁護士 A2、同 3、同 4〕のように、単位弁護士会の刑事弁護委員会や少年事件部会等に所属し、会務としての委員会活動に恒常的に取り組むなど、刑事弁護に注力する一般事務所に所属する若手弁護士の委員会活動との間に大きな相違はない。

他方で、法テラスに所属する弁護士については、「刑事弁護委員会はこの事務所の趣旨的にマスト」という事務所〔法テラス弁護士 B〕がある一方で、「委員会活動については何ら制約を受けません。それぞれ自分の好きな得意分野の委員会に所属し、むしろ中心になって動いてもらうようにしています」という事務所〔法テラス弁護士 E〕もあり、刑事弁護に力点を置いている法テラス事務所とそうでない法テラス事務所では、刑事弁護関係の委員会への参加度合いに相違があることが指摘できる。

ところで、こうした委員会活動への参加に関する世代間格差はあるのか。〔一般弁護士 C〕は、40 期代後半の層が、所属弁護士会の刑事弁護委員会の活動に積極的に参加しない傾向があることを指摘している。半面で、「雰囲気的にはロースクール組が、これから弁護士会の中心を担うのでしょうね。だいたい 60 期以降っていうのは人数も多いですし、小さな単位会などは半分以上そういう人たちが中心になっていて、会務自体も 60 期以降がかなり牛耳っているというふうに聞いています」としている。同様の見方は、別の法律事務所の〔一般弁護士 J〕も、「40 期の人たちはバブルが弾けた時代の人たちかな？初めの頃は良かったんです。バブルが弾けた頃の人たちはやっぱり刑事弁護委員会の活動とか、そもそも委員会活動、弁護士会の委員会活動自体あんまりなさっていないって話をいろんなところで聞きますね」と指摘している。他方で、60 期代の若手弁護士である〔一般弁護士 D〕は、制度改革に熱心なのは、刑事弁護の武器が何もなかった世代であるとし、法科大学院世代でもある自身は、「例えば被疑者国選の範囲はどうでしょうか、あるいは新しい改正刑訴法について意見を述べま

しょうとか死刑についてどうのってそれってほんとに申し訳ないですけどぜんぜんときめきを感じなくて。やっぱり僕がときめきを感じるのは事件であり、目の前にその人がいて、そいつがどうなるかってところなんですよ。だからあんまりそういう仕事よりは、例えば法廷技術とかまさに事件の時にやっているやつとか法廷に立った時に自分に何ができるのかって話なのでものすごく楽しいんです」と述べ、制度改革よりも刑事弁護にこそ関心があるとする。

こうした傾向は50期代の〔一般弁護士I〕にとっては、「今日弁連の上の方の世代の人たちの現場もやりながらこういう制度的なことにも携わってきて苦渋の歴史があるものだから。制度を変えていかなきゃいけないっていうのがあって。ただ僕ら以降、僕はそれを知る最後の世代ぐらいなんです、昔の悪き刑事司法を。でも今の子は 公判前ができて、裁判員があるのが当たり前で、昔の冷遇、何があっても供述調書が採用されちゃうとか2号書面が採用されちゃうみたいなことを知らないの、制度を変えようって動機がなかなか生まれてこない。なのでちょっとそこに危惧を持っています。(中略)それ自体、面白いは面白いので、刑事弁護っていうのは。依頼人に寄り添って法廷で自分の技術を駆使してってこと自体面白いから。だからそれを超えて制度を変えていこうって運動はもちろんやんなきゃいけないことで、そこ今ちょっと断絶なんです、若い子の世代の刑事の熱と上の世代の人たちと。ちょっと断絶があって、そこはちょっとゆくゆく心配だなんて今ちょっと思っているところではあります」と懸念材料としても認識されている。

もちろん、60期代の若手でも、刑事司法制度改革の委員会活動に意欲的に取り組む弁護士もいる。〔一般弁護士 C2〕は日弁連の可視化実現本部の一員として「可視化族」と呼ばれるような可視化実現のための活動を行い、〔一般弁護士 C3〕は、日弁連や所属弁護士会の可視化本部の中で、会員向けの研修の企画立案や講師を務めているという。同じく60期代の若手弁護士である〔一般弁護士 E3〕は、所属弁護士会の司法制度調査会委員に自ら立候補して就任したという。その理由として、「河津先生の仕事ぶりを見ていて、制度を変えるとか法改正に関わっていくのは非常に面白そうだと思って」とするものの、民事司法に関心があって、刑事司法の委員にはあまり積極的ではないというコメントもしている。若手弁護士が制度改革に熱心に取り組んでいる事務所は、共通して事務所の代表が日弁連の刑事司法制度改革におけるリーダーであるという点である。事務所代表が一種のロールモデルとなって、若手弁護士の委員会活動への参加の誘因となっていると考えられよう。

以上の面接を行った刑事弁護に注力する弁護士の中でも、中堅・ベテランの面接対象者から、政府や裁判所の審議会に委員や事務局として直接関与し、さらには、日弁連のバックアップ会議委員としてかかわっている者があることが示された。裁判員制度や取調べの可視化、検察審査会の改革、被疑者国選弁護の拡充などが該当し、制度改革実現後も、日弁連や単位

弁護士会の新制度実施やフォローアップ、制度見直しのための委員会活動においてもその中核的な役割を担っていることが示された。しかし、こうした委員会活動に多大な時間を費やしている弁護士は、必然的に個別事件に費やす時間を確保することが困難になる。[一般弁護士 C] のように一定以上の弁護士数を有する共同事務所では、事務所全体で刑事事件の受任事件を処理することも可能であるが、単独の個人事務所では、「刑事弁護はほとんど担当していない」ことになり、委員会活動への参加は、事務所としての「経営的にはマイナス」であることを指摘している。したがって、刑事司法制度改革に取り組む委員会活動にもつばら注力する弁護士は、面接対象の 22 件のうち、わずか 3 名にすぎず、個人的な献身と費用負担（嘱託制度による日弁連の公費負担も一部あるが）、そして、事務所のバックアップによって、人的供給がcaろうじて確保されているといえよう。

Ⅲ. 刑事弁護の高度化への寄与

一方、刑事弁護の高度化に寄与する刑事弁護士の委員会活動の中心は、裁判員本部法廷技術プロジェクトチームなどの研修担当である。[一般弁護士 A] は、刑事弁護界の著名弁護士であるものの法制審議会等の政府審議会には関与せず、日弁連からの推薦もないという。代わりに外（現場）からの制度改革の提言をしているという。[一般弁護士 A] は、日弁連の法廷技術プロジェクトチームにおいて、現在、全国の弁護士会で展開される裁判員裁判に対応した研修プログラムの立ち上げを主導した。当時の経緯について、「アメリカの法廷技術をベースに日本の刑事法廷で活かす弁論技術とか尋問の技術とかそういうものを訓練する場として作ったんですけども、なぜ作ったかという、やはり出発点は、研修所は全然そういうことをやっていない。書面を作ってそれを朗読するという、まるで法廷技術とは違う刑事弁護の技術を教えているんで。裁判員法ができて日弁連が法廷技術っていうのをやると。私はそれを推進した張本人ですけれども、弁護士会でやるということになるとやはりどうしても全ての弁護士が参加できるものにしなければいけない。そうすると三日も四日も弁護士を拘束するっていうことはそもそもできないですし、これ自体かなり破天荒だったんですけど、二日間と三日間っていうのを私は作ったんです、パッケージを」と述べている。

[一般弁護士 A] は、刑事司法制度改革による刑事弁護の変化について、「公判前整理手続っていうのができて、その証拠開示でどんな証拠が出るかっていうのはある意味弁護士の腕次第なわけ」で、「そうするとそういう証拠開示、どんな証拠がターゲットとしてあり得るのか、そういう従来の刑事弁護のその人の経験とか技量とかをベースにしなければできないような手続っていうのがすごく増えてきています。それが公判前の一つの決定的に重要な要因。それから法廷で決着をつける比重が増えてきたので、あらかじめ書面に書いてそれを出

すってというような研修所方式の作文技術では対応できないところが非常に増えた。弁論とか尋問技術が要求される。という意味で裁判員裁判というシステムができたことが二番目の大きな要因。で、最近言えるのは、前の身柄拘束ですね。これはまだ完全にそうになってはいないんだけど、勾留とか保釈に関して裁判官が少しずつ、本当に少しずつ、いつでも逆戻りする可能性はあるけれども、こちら話を少し聞くようになった。こっちがいろんな材料を提供するとそれに応えようとする令状裁判官が一部だけいる。その結果、勾留の却下率がたぶん増えている。(中略) そうするとそこで活動する余地がある。そして、取調べに対してもいろんなバリエーションが最近我々持ってます。ミランダの会がやったような弁護活動をできる弁護士、できない弁護士の差が増えた。そうすると身柄が釈放、弁護士の力によって身柄が釈放されたり、あるいは弁護士の力によって不起訴処分を得たりする。そこに差がでる。そういう意味で、いま言った 3 つくらいの分野で弁護士の技量で差をつけることができる。(中略) 弁護士の力によって何か変化が出るってということなので、そういう意味では弁護士の専門化、専門的な技量を持った弁護士が価値を持つことができつつあるという感覚はあります」としている。

現在も、[一般弁護士 A] は、日弁連刑事弁護センターの法廷技術小委員会の元委員長及び自らが代表理事を務める一般社団法人東京法廷技術アカデミーの主催者として、多忙な刑事弁護の傍ら、全国を回り、その技術の伝承に多大な貢献をなしている。

一方、[一般弁護士 F] も、「法廷技術のほうはほんとに研修よく行きました。日本全国全部もう何回も行ってます。高野さんが座長してましたから、その下で。2008 年にアメリカの NITA から 4 人の講師を呼んできました。それで早稲田大学で研修会をしました。3 日間の研修です。それを皮切りにして、その時に講師の人達から学んだ私たちが核になって、それで全国で研修をやって若手の講師を育てて今に至っています」と述べ、法廷弁護技術の全国的普及に貢献したことを示している。

制度改革の提言でも、[一般弁護士 F] は、「私は大阪で可視化を小坂井さんらと問題にしたきっかけの、一番震源地にいたと自負してるんですけど。大阪っていうのは酷い所で、府警本部が酷いんですよ。我々が刑事弁護士になって事件を捜査段階で事件を引き受けたら、何が緊急の課題かっていうたら警察官に暴行させないってことでした。そのために毎日毎日行って、署内で大声で怒鳴りまくって、けしからんって言うて警察の責任者出せ、とかやってるわけですよ。そういうのが取調べの可視化がいると思ったきっかけです。それ以外にも刑事事件の酷い所は調書裁判であるとか、開示がないとかいろんな問題があります。日弁連でアクションプログラムっていうのを作って問題点をずっとあげました。それでアクションプログラムっていうのが大阪で可視化の問題を取り上げ始めた時の議論なんです。今の刑事裁判を揺るがす震源地となる一番影響力の大きい、我々がやれる、全精力を費やせるという

のは一体何やっていうたら、それは取調べやと。で、取調べを可視化しろって言うのは説得力必ず持つと。それでこれを変えれば取調べ全体が変わると。一番大きな衝撃力を持つのはこれしかない。で、日弁連の東京なんか行ったら、可視化、可視化言うて、それよりも立ち合いも大事やろと言われた訳です。これに対して、立ち合いも大事なのは決まってる、決まってるけども我々が全精力を費やしてやったらどれぐらいの衝撃力を持つかって言うたらこれしかないんだ、お前らうるさいこと言うなってやってたわけですよ。出来上がったものにはいろいろと批判はあります。ロックでもない制度ともいえる。それはそうや。政府が作るの出来上がったもので万歳三唱してね、素晴らしいのができたなんて未だかつて全世界でないぞ、だからそれは突破するということが大事なんやと言ってきました。これで突破できるってところまでもう行った。これはもう絶対転がるんやと。現時点で可視化の問題点がどうのこうのって、それはあると。あるけども俺はもうええと。転がり始めたんだからここまでですと。他のをやらしてください、死刑をやらしてくださいって」と述べ、日弁連の中であって、取調べにおける弁護士の立ち合いよりも、可視化をまず優先すべきことを主張し、その具体化に主導権を発揮したとしている。現在は、日弁連死刑弁護プロジェクトチーム座長として死刑問題に専念したいとしている。

〔一般弁護士 I〕は、東京法廷技術アカデミーで、年間 40 日の講師をこなす。同アカデミーは有料、実演型で毎回 8－16 人が参加する。〔一般弁護士 I〕は、法廷技術以外でも、4000 人規模の民間の刑事弁護フォーラム事務局を担当する。

一方、地方に所在する法律事務所の場合、上京しての日弁連の活動は時間的な負担が大きい。〔一般弁護士 K1〕は、日弁連刑事弁護センター副委員長、〔一般弁護士 K2〕は、日弁連刑事弁護センター事務局次長を務めている。〔一般弁護士 K2〕は、日弁連法廷技術小委員会のメンバーとしても、法廷技術の講師として各地に派遣されている。両名とも日弁連のポストについて、いずれも 6 月に外してもらおうということに言及している。その理由として、〔一般弁護士 K2〕は、「事務局に入ってしまうと 1 か月に 1 回行かなくてはいけないので結構大変です」と述べている。

このように第一線で活躍する刑事弁護士の主な委員会活動の場は、日弁連及び単位弁護士会での刑事弁護委員会（センター）である場合が多い。このうち、たとえば、大阪弁護士会の刑事弁護委員会の活動は、主に当番弁護士の派遣、裁判員事件での 2 人目の推薦、研修の実施などが中心である。〔一般弁護士 H〕は、前日弁連刑事弁護センター副委員長、〔一般弁護士 J〕は、所属弁護士会の刑事弁護委員会委員長を務めるが、ともに政府の審議会等での公的役職はない。〔一般弁護士 H〕は、所属する単位弁護士会の刑事弁護委員会の役割として、「当番弁護士の派遣とか、それから裁判員事件の 2 人目の推薦とか、あと裁判所との協議会とか三庁でやる模擬裁判とかそんなのは全部刑事弁護委員会が窓口になってますから、だか

ら最初刑事弁護委員会に入ってくる若い弁護士さんすごく多いです。今は 300 人ぐらいいるんじゃないですかね。実働は別としてもですよ。若い人は刑事弁護を飯の種にしてるって言ったら変ですけど、そういう人も多い。っていうか事件がないですから、被疑者国選とかを一生懸命やってたくさんやらないと食っていけないっていうんで刑事弁護を熱心にやる人が多いですね」と述べ、多くの若手弁護士が経済的理由から刑事弁護委員会に参加していることも付言している。

〔一般弁護士 J〕は、刑事弁護の力量の向上について、「(昔は) 否認事件の争い方を知らない人が多かったってことですね。それはだからまともに研修を受けたらですね、大阪の弁護士会だと刑事弁護委員会の研修を受けたらそれはちゃんとわかるんですけども、なかなかみんなが受けるという状況にはなく。ただ、若い人はですね、最初そういうのをなりたてだから受けるんですよ、僕も含めてですけども。そういう人が増えてくると。それが今度はロースクールでそういうことを学び始めると。さらに遡れば、ロースクールで学び始めて、さらに公判弁護からだったものが 今度は捜査弁護まで被疑者国選の対象になってくるという状況がある中で、弁護に対する考え方自体が、昔の公判入ってからどうしよっていう話ではなくて、証拠というものがどういうふうにあるべきなのかというところからみんな考えるようになって、どんどん、どんどん進化していったのは間違いないと思います」と弁護士会の研修やロースクール教育の影響であることに言及している。

一方、60 期代の若手弁護士で所属弁護士会の裁判員センター副委員長を務めている〔一般弁護士 E4〕は、委員会活動にかかる時間が全体の 6 割を占め、弁護活動を上回っているという。委員会活動に時間が割かれることについて、〔一般弁護士 E4〕は、「好きなわけじゃなくって、行ったらこれやってと言われて気づいたらそうになっていた」と述べ、委員会の負担が大変だとの率直な感想を述べている。

IV. 公的活動・社会運動との関わり

〔一般弁護士 G〕は、日弁連冤罪事件弁護団連絡協議会や自由法曹団、イノセンスプロジェクトジャパンなどの活動に参加し、「この制度改革、政策提言、立法法定制度の運動の関心は やっぱり年々歳をとるごとにやっぱり必要性が強く感じられるようになって、確かにいま大したことを活動してませんけど、やっぱりちょっといろんな人と力を合わせて野党共闘ですか、あれとロビー活動をやりたいですね」、「刑訴法の大改正案をとにかくできるだけ広い範囲の人たちと一緒に作って野党共闘に理解してもらって、立法したいと思ってます」と指摘する。具体的な提案としては、「捜査過程の全記録化とその全証拠開示。警察から検察への記録の全部送付義務ですとか、その辺りで特に証拠を開示さえしてもらえればなんとか少

しはかなりマシになる。全部っていうのはなかなか、例外規定ももちろん入るでしょうけども、それもほんとに合理的な範囲に止まってもらえればだいぶ変わるかなと思うんですけど。

（中略）（取調べの立会権を）私もぜひ必要だと思いますけど。でもなんだかんだ言ってね、耐えられる。特に可視化されていればですね。ただやっぱり可視化の抜け穴とかいろいろあるし、立会いもぜひとも必要だと思いますね」と述べ、立法化の必要性を主張する。他方で、「所属弁護士会で刑事弁護委員会にずっと入ってたんですけど、どんどんどんどん規則が難しくなっていくって、国選とか受任すらできなくなって、死刑事件担当してるのにお前国選、今年やってないから10万円払えとか不当請求されたりとかして、だんだん関係が悪化していきましてね」として、所属弁護士会との関係が疎遠になっていることも示唆している。

他方で、面接調査を行ったその他の多くの一般法律事務所の弁護士からは、刑事弁護以外の社会運動との関わりはあまり具体的に示されなかった。[一般弁護士 C2]のように、刑事弁護関連の委員会活動と並行して、B型肝炎の全国弁護団の活動に中心的に取り組んでいるという例も見られた。

一方、法テラスに所属する常勤のスタッフ弁護士は、[法テラス B]、[法テラス C]、[法テラス D]、[法テラス E]のように高齢者・障害者、被害者支援等の委員会活動に参加しているものが多い。刑事弁護に加えて医療福祉機関との連携や、触法障害者の支援、外国人などの人権擁護活動、修復的司法に積極的に取り組むものも少なくない。法テラス本部が、福祉と司法の連携による司法ソーシャルワークを推進していることの反映であると指摘されている。法テラスが刑事弁護（国選弁護）から司法ソーシャルワークに重点化の方針を変更した要因として、[法テラス弁護士 B]は、「弁護士人数の増加によって。スタッフ弁護士でなければいけないわけではないです、国選事件って」、「従って法テラスしかできないことって司法ソーシャルワークというのを中期計画。そっちやれっていうふうになってる。だからです。刑事畑の人が少数、今では。減っちゃいました。当時は結構いたんですけど、刑事やる人」と単位弁護士会との関係性についても言及している。

[公設 D]は法曹養成、[公設 E]および[公設 F]は司法過疎地域派遣を目的として設置された。これらの公設法律事務所に所属する弁護士は、刑事分野に特化した公設法律事務所に比べて、「単位弁護士会の法曹養成センターと司法修習委員会に、うちは1人ずつ張り付いている。刑事関係の委員会はたぶん無い」[公設弁護士 D]、「単位弁護士会の消費者関係と人権擁護委員会」[公設弁護士 E]、「単位弁護士会の両性の平等委員会と災害対策委員会」[公設弁護士 F]と、刑事関係の委員会活動への参加は必然的に低くなっている。

V. まとめ

以上の訪問方式による面接調査からは、以下の点が一定の知見として指摘できる。

1) 刑事弁護に注力する一般弁護士には、日弁連の嘱託や委員会の委員長としてのポストを歴任するとともに、政府や裁判所の審議会や事務局に委員等として参画し、刑事分野の制度改革に主体的に取り組む弁護士と、法廷技術の指導などで刑事弁護士の養成に取り組み刑事弁護の高度化に寄与する 2 つのタイプが存在する。前者の制度改革に直接関与する刑事弁護に注力する弁護士の弁護士会内での活動の拠点は、取調べの可視化本部、刑事法制委員会などの政策提言部門が中心であるのに対し、後者の刑事弁護の高度化に取り組む刑事弁護士の弁護士会内での活動の拠点は、裁判員本部法廷技術委員会や単位弁護士会の刑事弁護委員会などの研修・実施部門となっている。前者の個別事件に費やす時間は少なくとも委員会活動に多大の時間を費やしている弁護士類型は、後者の個別事件中心で政策提言型の委員会活動に参加しない弁護士類型に比べると、数の上では相対的に少ない。その要因には、日弁連や単位弁護士会での委員会活動にかかる時間が膨大な量となり、通常の弁護士業務の支障となっていることが挙げられる。

2) 刑事弁護を専門とする若手弁護士が続々と誕生しているが、刑事弁護に必要な武器が未整備だったシニアの世代に比べ、60 期以降の若手世代の弁護士は、制度改革よりも事件そのものに興味関心を持つ傾向があり、制度改革の委員会での活動に参加していても、積極的な層と、必ずしも積極的ではない、いわば義務的に参加しているタイプに分かれる。世代交代に伴い、40 期以前の世代のような政策提言活動や政府審議会等での委員のバックアップ要員として、自ら主体的に参画する意欲的な若手弁護士を日弁連や単位弁護士会が組織として育成することが必要となっている。

3) 法テラスの常勤スタッフ弁護士や、一部の公設法律事務所の弁護士は、刑事主体の法律事務所と比較し、刑事弁護以外の司法と福祉の連携や被害者支援などの委員会または公的活動に熱心に取り組むものが多く、そうした点で、法テラスや公設法律事務所には、刑事弁護の多様化への寄与という一定の役割があると考えられる。

4) 面接対象となった 22 件の内、刑事弁護に注力する弁護士で、政策提言にかかわる委員会活動に熱心に取り組むタイプはわずか 3 名しかおらず、これに対して刑事弁護技術に関する委員会活動に熱心に取り組むタイプの方が人数としての比重が大きい。しかし、前者または後者のタイプのいずれかに個人が必ずしも明確に区分けされるわけではなく、事実、政策提言

にかかわる委員会活動に熱心に取り組むタイプの弁護士は、刑事弁護の実務においても、刑事弁護の分野のトップランナーとして高く評価されている弁護士でもある。したがって、前者・後者いずれの場合であっても、アプローチは違えども、刑事弁護に関する制度面での改革や、刑事弁護の技術やノウハウの高度化に、制度面または実務面で貢献し、刑事弁護のアクセスの改善や質の向上に寄与することとなっていることが指摘できる。

（付記） 本論文は、JSPS 科研費（基盤研究 B，JP18H00803，研究課題名「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」研究代表者：宮澤節生）による研究成果の一部である。